

江戸川区議会議員の政務活動費の支払明細書及び領収書等のホームページ公開を
求める陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第 68 号 受理年月日 平成 28 年 11 月 24 日

付託年月日 平成 28 年 12 月 2 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区議会議員に交付される政務活動費については、「江戸川区政務活動費の交付に関する条例」で、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書・領収書等を議長に提出しなければならないことと、「江戸川区情報公開条例」の第二条(定義)により、実施機関として議会がふくまれており、第五条(開示請求権)で、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができるものと定めています。この規定は、議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を、区民が請求できる権利を保障するものであります。

しかしながら、支払明細書・領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、区民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等が膨大な場合、閲覧や写しの交付には高額な費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。

こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。

政務活動費の用途を、真に区民に向けて透明なものにするためには、区民がいつでも安価かつ容易に政務活動費の用途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された支払明細書・領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。

一方、支払明細書・領収書等を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成 27 年 9 月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は、大阪府、高知県、函館市の 3 自治体にとどまっていたましたが、その後、兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成 27 年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに、宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。東京 23 区でも世田谷区に続いて葛飾区でも今月 15 日に領収書等のホームページでの公開を議会運営委員会で 5 会派が全員一致で決定しました。支払明細書・領収書等の議会のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開にとって不可欠です。

(裏面に続く)

つきましては、公開に際して議会関係者の多大な労力を理解したうえで、貴議会において、議会改革の一環として改善していただくよう、下記のとおり陳情いたします。

記

江戸川区議会議員の政務活動費に関わる支払明細書・領収書等の区議会ホームページでの一日も早い公開実施を求めます。